

第4編 資料

後期基本計画策定のためのアンケート調査結果の概要

第4次総合振興計画の策定に当たり、町民の意向などを反映させるために次のとおりアンケート調査を実施しました。ここでは、調査結果の概要を記します。

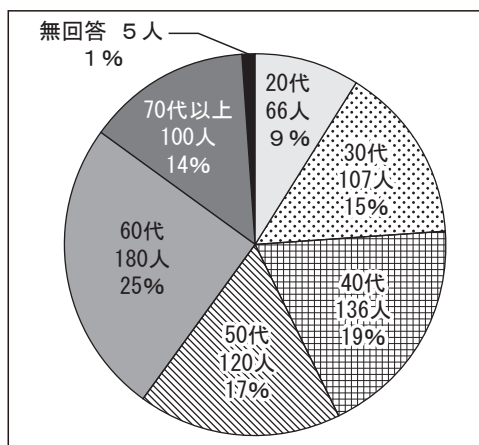
1. 調査方法と回収率

対象者	町内に在住の20歳以上の男女
配布方法	アンケート調査票を広報紙に折り込んで全世帯に配布
回収方法	町内の公共施設及びコンビニエンスストアに設置された回収ボックスへの投函
調査期間	平成19年7月26日～平成19年8月30日(木)
回答数	有効回答数 714票

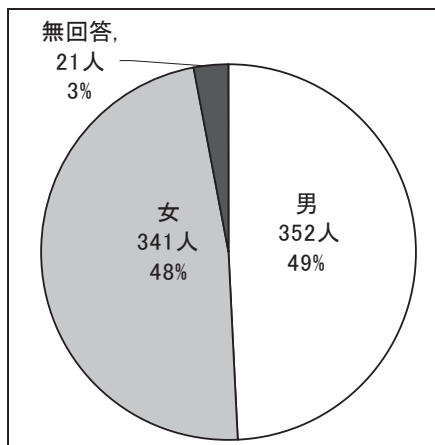
アンケートの回答者は、年齢別では40歳未満の若年層が24%、40～59歳まで中年層が34%、60歳以上の高齢者が40%となっています。男女別の構成比はそれぞれ半数となっています。

地区別の回答者数をみると、市街化区域（田中、松葉、松伏、ゆめみ野、ゆめみ野東）居住者が5割、市街化調整区域（魚沼、大川戸、金杉、築比地、上赤岩、下赤岩、田島）居住者が4割、不明が1割となっています。

図：年齢別回答率



図：男女別回答率



表：地区別回答率

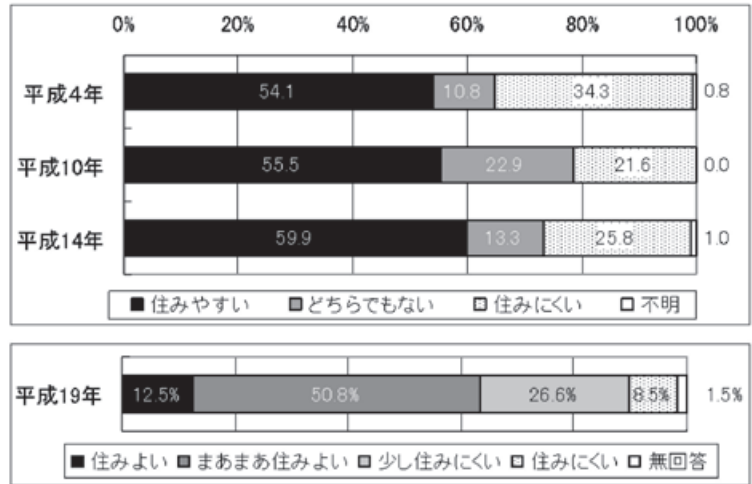
地区名	人数	%
魚沼	24	3.4%
大川戸	51	7.1%
金杉	27	3.8%
築比地	48	6.7%
上赤岩	60	8.4%
下赤岩	34	4.8%
田島	35	4.9%
田中	58	8.1%
松葉	41	5.7%
松伏	145	20.3%
ゆめみ野	94	13.2%
ゆめみ野東	51	7.1%
無回答	46	6.4%
合計	714	100.0%

2. 調査結果

●松伏町の住みごころ

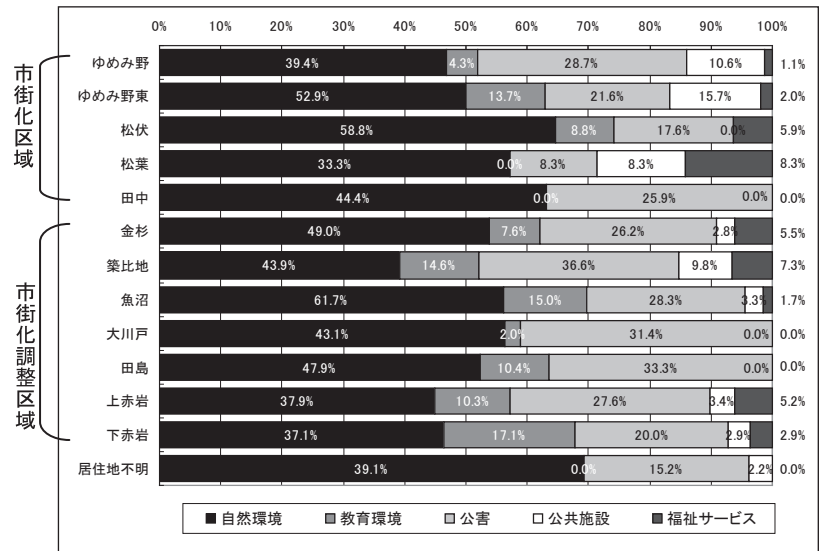
①住みよさの経年変化

平成19年調査では「住みよい」と「まあまあ住みよい」を合わせると6割が住みよいと答えています。



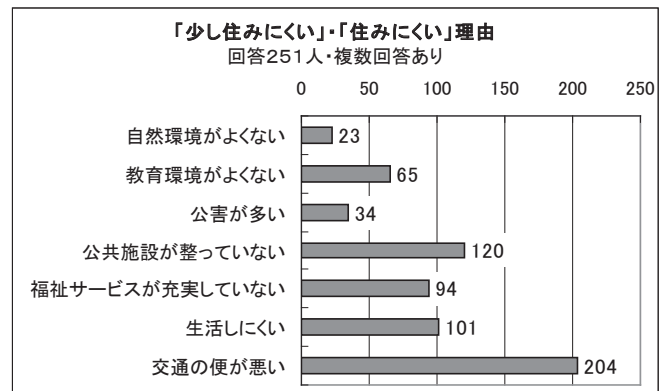
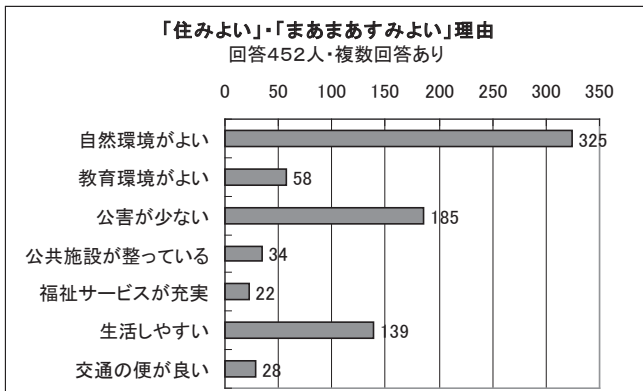
②地区別の住みよさ

市街化区域ではゆめみ野を除き「住みよい」と「まあまあ住みよい」の計が6割を超えています。市街化調整区域では、大川戸、田島、上赤岩、下赤岩で「住みよい」と「まあまあ住みよい」の計が6割を超えていますが、金杉、築比地、魚沼では5割程度となっています。



③住みよさを感じる点、住みにくさを感じる点

住みよい理由として最も多いものは「自然環境がよい」、次いで「公害が少ない」となっています。一方住みにくい理由として最も多いものは「交通の便が悪い」、次いで「公共施設が整っていない」となっています。

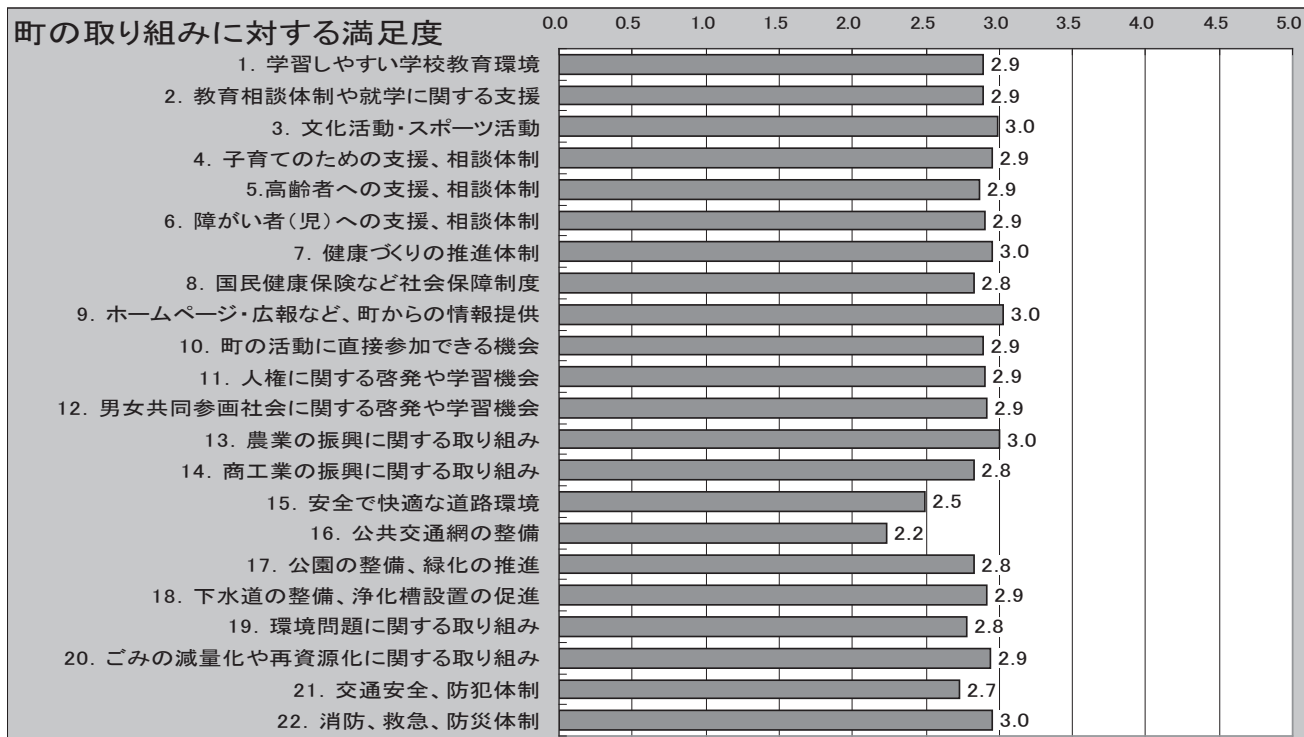


●町の取り組みに対する満足度

本町の取り組みに対する満足度は全体で5点満点中2.8点となっており、アンケートの選択肢における「普通（3点）」よりやや低い評価となっています。

施策の中で最も評価が高い項目は、「文化活動・スポーツ活動」「健康づくりの推進体制」「ホームページ・広報紙など、町からの情報提供」「農業の振興に対する取り組み」「消防、救急、防災体制」の5項目で3.0点となっています。

また、最も評価が低い項目は「公共交通網の整備」で2.2点、次いで「安全で快適な道路環境」の2.5点となっています。

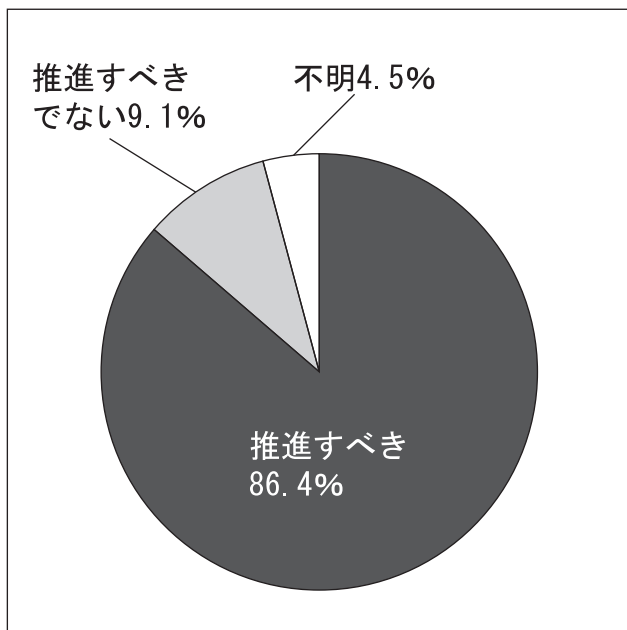


地域別に満足度を見ると、松葉で満足度が相対的に高く、大川戸、築比地で満足度が低くなっています。

	ゆめ	ゆめ	下赤	魚沼	金杉	松伏	松葉	上赤	大川	築比	田中	田島	総計
1. 学習しやすい学校教育環境	2.6	2.9	2.6	2.9	3.2	2.9	3.3	3.1	3.0	2.8	3.1	3.0	2.9
2. 教育相談体制や就学に関する支援	2.6	3.0	2.9	2.9	2.8	3.1	3.3	3.1	2.8	2.6	3.0	2.9	2.9
3. 文化活動・スポーツ活動	2.8	3.1	3.0	2.9	3.0	3.1	3.4	3.3	2.8	2.4	3.2	2.9	3.0
4. 子育てのための支援、相談体制	2.7	3.1	2.9	3.2	3.0	3.1	3.4	3.1	2.6	2.6	3.1	3.1	2.9
5. 高齢者への支援、相談体制	2.6	2.8	3.1	3.4	3.0	2.8	3.3	3.2	2.6	2.8	3.1	3.2	2.9
6. 障がい者（児）への支援、相談体制	2.7	3.0	2.9	3.1	3.0	2.8	3.3	3.2	2.7	2.8	3.1	3.2	2.9
7. 健康づくりの推進体制	2.7	3.0	2.9	3.2	3.0	3.1	3.4	3.2	2.6	2.7	3.0	3.0	3.0
8. 国民健康保険など社会保障制度	2.7	3.0	2.7	2.9	2.7	2.8	3.2	3.0	2.7	2.8	3.1	2.9	2.8
9. ホームページ・広報など、町からの情報提供	2.8	3.1	2.8	3.3	3.1	3.1	3.3	3.2	2.9	2.8	3.3	3.1	3.0
10. 町の活動に直接参加できる機会	2.8	3.0	2.8	2.9	2.7	2.9	3.2	3.2	2.7	2.7	3.1	3.2	2.9
11. 人権に関する啓発や学習機会	2.9	3.0	2.7	2.9	2.8	2.9	3.2	3.1	2.7	2.7	2.9	3.0	2.9
12. 男女共同参画社会に関する啓発や学習機会	2.7	3.1	2.9	2.9	2.9	2.9	3.2	3.3	2.8	2.6	3.0	3.0	2.9
13. 農業の振興に関する取り組み	3.1	3.1	2.9	3.4	3.2	3.1	3.2	3.1	2.7	2.9	3.0	2.9	3.0
14. 商工業の振興に関する取り組み	2.7	3.0	2.9	3.2	3.0	2.9	3.2	3.0	2.5	2.5	2.8	3.1	2.8
15. 安全で快適な道路環境	2.3	2.5	2.4	2.6	2.4	2.6	3.1	2.8	2.0	2.0	3.0	2.7	2.5
16. 公共交通網の整備	2.1	2.4	2.2	2.1	2.1	2.3	2.8	2.6	1.8	1.6	2.4	2.6	2.2
17. 公園の整備、緑化の推進	2.9	2.8	2.8	2.7	2.5	2.8	3.3	3.2	2.6	2.4	2.9	2.9	2.8
18. 下水道の整備、浄化槽設置の促進	3.2	3.3	2.6	2.9	2.4	3.1	3.5	2.9	2.3	2.0	3.1	3.1	2.9
19. 環境問題に関する取り組み	2.7	2.8	2.6	3.0	2.4	2.8	3.3	3.1	2.5	2.4	2.9	3.0	2.8
20. ごみの減量化や再資源化に関する取り組み	2.8	3.0	2.9	3.0	3.0	3.1	3.2	3.1	2.6	2.6	3.0	2.9	2.9
21. 交通安全、防犯体制	2.5	2.9	2.5	2.8	2.7	2.8	3.2	3.0	2.4	2.3	3.0	2.8	2.7
22. 消防、救急、防災体制	3.0	2.9	2.7	2.8	2.7	3.1	3.3	3.1	2.7	2.6	3.1	3.1	3.0

●他自治体との連携

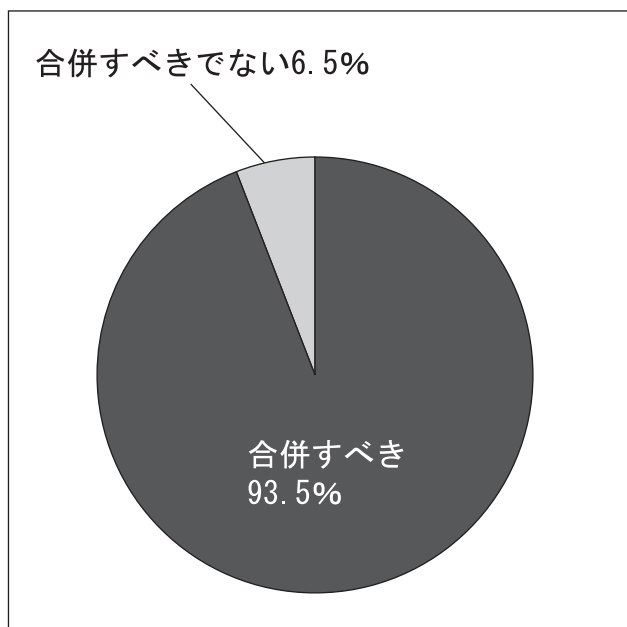
他自治体との連携（広域行政）については、推進すべきが86.4%を占めています。地区別に見ると、「推進すべきでない」は、下赤岩と金杉で2割を超えています。



	推進すべき	推進すべきでない	不明
ゆめみ野	94.7%	5.3%	0.0%
ゆめみ野東	98.0%	2.0%	0.0%
下赤岩	67.6%	23.5%	8.8%
魚沼	70.8%	12.5%	16.7%
金杉	74.1%	25.9%	0.0%
松伏	90.3%	6.9%	2.8%
松葉	73.2%	14.6%	12.2%
上赤岩	71.7%	13.3%	15.0%
大川戸	96.1%	3.9%	0.0%
築比地	81.3%	10.4%	8.3%
田中	91.4%	8.6%	0.0%
田島	85.7%	14.3%	0.0%
地域無回答	93.5%	0.0%	6.5%
総計	86.4%	9.1%	4.5%

●合併について

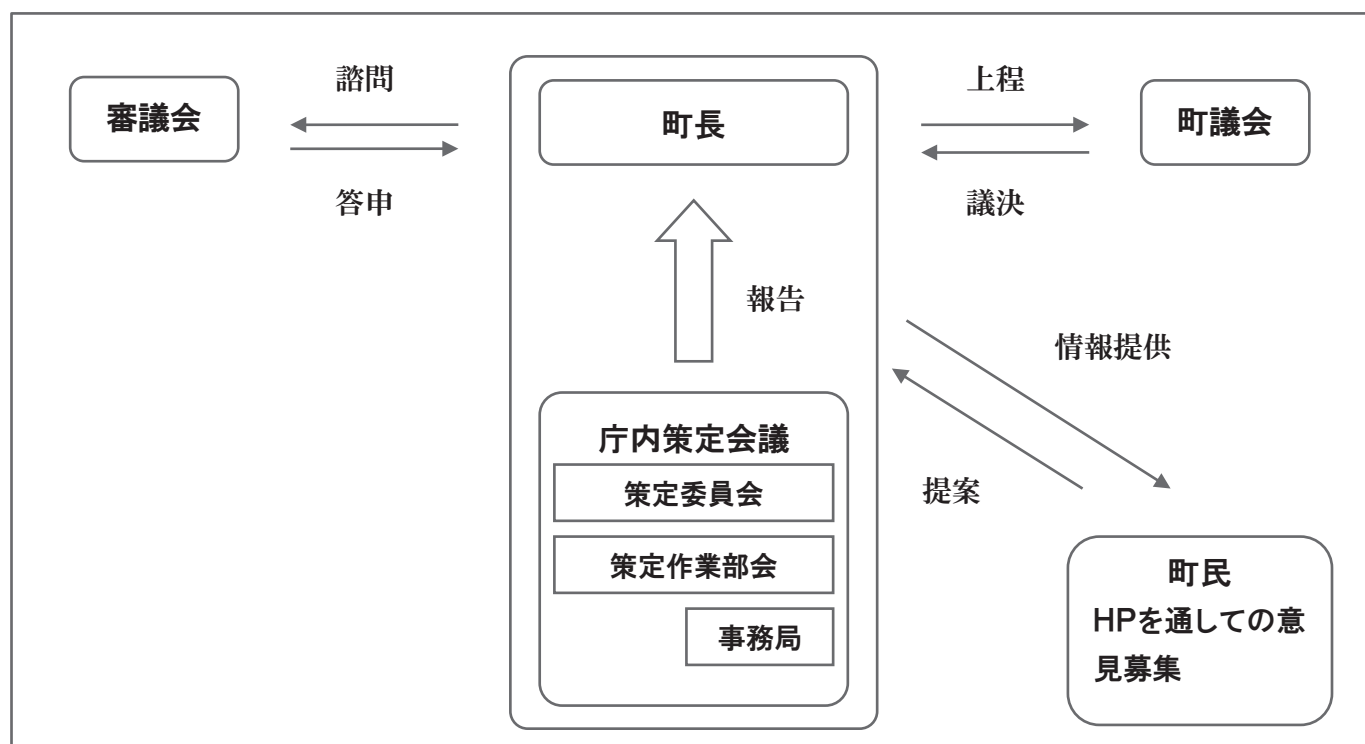
合併については、上記の他自治体との連携の回答で「推進すべき」と答えた人のうち、93.5%が「合併すべき」と答えており、6.5%が「合併すべきでない」と答えています。「合併すべき」と答えた人のうち、合併対象として「東南部5市1町」と答えた人は47.0%、「近隣市との合併」と答えた人は51.8%となっています。



	合併すべき	合併すべきでない	不明
ゆめみ野	98.9%	1.1%	0%
ゆめみ野東	88.0%	12.0%	0%
下赤岩	95.7%	4.3%	0%
魚沼	82.4%	17.6%	0%
金杉	100.0%	0.0%	0%
松伏	96.2%	3.8%	0%
松葉	90.0%	10.0%	0%
上赤岩	97.7%	2.3%	0%
大川戸	100.0%	0.0%	0%
築比地	84.6%	15.4%	0%
田中	90.6%	9.4%	0%
田島	76.7%	23.3%	0%
地区無回答	95.3%	4.7%	0%
総計	93.5%	6.5%	0%

策定体制

1. 計画策定の組織図



●策定委員会

【構成員】

委員は、副町長、教育長及び各課長で構成する。

【作業内容】

計画策定に関する調査及び計画立案の総合調整を行うために設置。

策定作業部会が作成する各種調査、研究内容並びに素案及び計画書などについての確認を行う。

●策定作業部会

【構成員】

委員は、各所属の主幹、主席主査又は主査に相当する職員1，2名で構成する。

【作業内容】

計画策定に関する調査研究及び計画素案の作成などを行うために設置。

2. 計画策定までの経緯

(1) 平成19年

6月29日 第1回策定委員会

7月26日～8月30日 町民アンケートの実施

(2) 平成20年

- 1月 9日 第2回策定委員会
1月30日 第1回策定作業部会 (5グループ合同)
2月20日 第2回策定作業部会 (生活基盤グループ) (行財政グループ)
2月21日 第2回策定作業部会 (子育て・福祉・健康グループ)
第2回策定作業部会 (産業・生活環境グループ)
2月22日 第3回策定作業部会 (子育て・福祉・健康グループ)
第2回策定作業部会 (地域社会づくりグループ)
3月 7日 第4回策定作業部会 (子育て・福祉・健康グループ)
第3回策定作業部会 (生活基盤グループ)
3月11日 第3回策定作業部会 (地域社会づくりグループ)
第3回策定作業部会 (行財政グループ)
3月12日 第3回策定作業部会 (産業・生活環境グループ)
3月21日 第3回策定委員会
5月26日 第4回策定委員会
6月16日 第4回策定作業部会 (生活基盤グループ)
6月17日 第5回策定作業部会 (子育て・福祉・健康グループ)
6月18日 第4回策定作業部会 (地域社会づくりグループ)
6月19日 第4回策定作業部会 (産業・生活環境グループ)
6月20日 第4回策定作業部会 (行財政グループ)
7月10日 第1回審議会 (諮問)
7月25日 第5回策定委員会
8月10日 第2回審議会
8月25日～9月26日 パブリックコメントの実施
10月10日 第6回策定委員会
10月23日 第3回審議会
11月17日 第4回審議会 (答申)
12月12日 総合振興計画基本構想の改定について議決

(3) 平成21年

2月27日 総合振興計画後期基本計画策定 (町長決裁)

3 松伏町総合振興計画審議会

(1) 松伏町総合振興計画審議会条例

昭和60年3月20日
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松伏町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行うため松伏町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織し、必要の都度、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 公募による町民
- (4) 地域の代表者
- (5) 公共的団体等の代表者

2 委員は、当該諮問に係る事項の調整、研究及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第6条 審議会は、第1条の目的を達成するため、特に専門的な事項の検討、調査を行うため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年条例第10号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第18号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第1号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(2) 松伏町総合振興計画審議会委員

区分		氏名
1号委員	町議会議長	佐藤 永子
	町議会副議長	南田 和実
2号委員	くらしの会 元会長	金子 孝子
4号委員	連合自治会長会 会長	櫻井 儼
5号委員	農業委員会 会長	岡田 敏男
	都市計画審議会 会長	鈴木 明
	民生委員協議会 会長	中村 利子
	医師会 会長	野村 和成
	商工会 会長	横川 勲
	教育委員会 教育委員長	若盛 正城

4. 松伏町第4次総合振興計画策定委員会

	平成19年度		平成20年度	
	職名	氏名	職名	氏名
1	副町長（委員長）	森田 保	副町長（委員長）	森田 保
2	教育長	奥住 公夫	教育長	奥住 公夫
3	総務課長	石塚 雅司	総務課長	石塚 雅司
4	企画財政課長（副委員長）	増田 信夫	企画財政課長（副委員長）	鈴木 寛
5	住民ほけん課長	白石 祐二	住民ほけん課長	白石 祐二
6	税務課長	石井 新一	税務課長	増田 信夫
7	福祉健康課長	石川 幸司	福祉健康課長	石塚正太郎
8	環境経済課長	小林 哲郎	環境経済課長	中村 保
9	まちづくり整備課長	長嶺 俊広	まちづくり整備課長	長嶺 俊広
10	会計管理者	横山 政春	会計管理者	横山 政春
11	教育総務課長	渡邊 新一	教育総務課長	渡邊 新一
12	教育文化振興課長	中村 保	教育文化振興課長	新井 定信

5. 松伏町第4次総合振興計画策定作業部会

■子育て・福祉・健康グループ

課名	職名	氏名	前任者		
			課名	職名	氏名
企画財政課	主幹	内山 洋子	企画財政課	主査	進藤 静江
住民ほけん課	主席主査	杉山 信司			
住民ほけん課	主席主査	高橋 淳二	住民ほけん課	主席主査	山崎 静恵
住民ほけん課	主査	鈴木 勉			
福祉健康課	主席主査	中川由美子			
福祉健康課	主査	加藤加奈子			
福祉健康課	主査	黒田 昌章			
福祉健康課	主任	追田 俊晴			
教育総務課	主幹	戸井田幸男	教育総務課	主幹	立沢 昌秀
教育文化振興課	主幹	鈴木 正教			

■地域社会づくりグループ

課名	職名	氏名	前任者		
			課名	職名	氏名
総務課	主席主査	青谷 正勝	総務課	主席主査	中島 悦子
企画財政課	主任	伊藤 孝彦			
教育文化振興課	主席主査	中島 正男			
教育文化振興課	主任	飛鳥馬 昇			
教育文化振興課	主任	鈴木 英樹			

■産業・生活環境グループ

課名	職名	氏名	前任者		
			課名	職名	氏名
環境経済課	主任	深井 雄一	環境経済課	主査	原田 幸希
環境経済課	主席主査	森田 護			
環境経済課	主査	渋谷 啓良			
総務課	主任	玉野 謙一	環境経済課	主査	岡本 正央
総務課	主任	山崎 篤也			

■生活基盤グループ

課名	職名	氏名	前任者		
			課名	職名	氏名
環境経済課	主査	渋谷 啓良			
まちづくり整備課	主席主査	山崎 重治			
まちづくり整備課	主査	林 正大			
まちづくり整備課	主査	本多 登			
まちづくり整備課	主査	岩本 等	まちづくり整備課	主査	井上 忠雄
まちづくり整備課	主査	山崎 誠			
総務課	主任	南部 憲雄			

■行財政グループ

課名	職名	氏名	前任者		
			課名	職名	氏名
企画財政課	主幹	増田 裕之	企画財政課	主幹	鈴木 寛
総務課	主幹	深井 和幸			
税務課	主査	飯村 昌司	税務課	主幹	増田 和義

6. 事務局

課名	職名	氏名
企画財政課	主幹	里見 純庸
企画財政課	主任	小滝 文人
企画財政課	主事	倉澤 壮太

7. 諮問書

企 第 363 号
平成20年7月10日

松伏町総合振興計画審議会
会 長 佐 藤 永 子 様

松伏町長 會 田 重 雄

松伏町第4次総合振興計画について（諮問）

松伏町総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会へ意見を求めます。

記

本町では、平成16年3月に策定された「松伏町第4次総合振興計画」に基づき、「笑顔と夢が花咲く、緑あふれるみんなのまち！」をめざして、まちづくりを進めております。

平成16年度から開始された「前期基本計画」が、平成20年度をもって計画期間終了を迎えることから、新たに平成21年度から平成25年度までを計画期間とする「後期基本計画」の策定を進めております。

併せて、平成16年度から平成25年度までの「基本構想」についても後期基本計画の策定時期に合わせ、町行財政の状況及び社会潮流の変化を踏まえた中で一部見直しを行う必要があると考えております。

つきましては、「松伏町第4次総合振興計画後期基本計画」及び「松伏町第4次総合振興計画基本構想の一部見直し」についてお諮りいたします。

8. 答申書

平成20年11月17日

松伏町長 會田 重雄 様

松伏町総合振興計画審議会
会長 佐藤 永子

松伏町第4次総合振興計画について（答申）

平成20年7月10日付け企第363号で諮問された、「松伏町第4次総合振興計画後期基本計画」及び「松伏町第4次総合振興計画基本構想の一部見直し」について、当審議会では慎重に審議を重ねてきました。

その結果、当審議会は、今回提出された「松伏町第4次総合振興計画後期基本計画（案）」及び「松伏町第4次総合振興計画基本構想の一部見直し（案）」を妥当なものと認める旨、答申します。

なお、計画を進めるに当たっては、町民主体の町政の推進を基本として努力するとともに、下記事項に十分留意し、計画推進に努めるよう要望します。

記

- 1 計画における施策の推進により、基本構想に示された町の将来像である「笑顔と夢が花咲く、緑あふれるみんなのまち！」の実現に向け努めること。
- 2 町政の情報公開を積極的に行うとともに、住民参画を進め、協働によるまちづくりを進めること。
- 3 限られた財源の有効活用のため、施策の実現に向けた事務事業の徹底した見直しに努めるとともに、優先順位の明確化を図ること。
- 4 計画目標の達成度を適切に評価するなど、町民に分かりやすい進行管理に努めること。
- 5 広域行政施策を推進し、近隣自治体との連携した事業展開を図る中で、合併についても、国や県の動向を見据え、町民に対して利益を最大限に還元できるよう推進すること。

松伏町第4次総合振興計画

平成21年3月発行

発行 松伏町
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

編集 松伏町企画財政課総合政策担当
電話 048-991-1818
